

「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画

一般事業主行動計画の公表について

藤井ハウス産業株式会社は「次世代育成支援対策推進法」に基づき「一般事業主行動計画」を公表します。

次世代育成支援対策法とは

次の世代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、平成17年4月1日から集中的かつ計画的に取り組んでいくためにつくられたものです。

一般事業主行動計画とは

企業が、子育てをしている労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備や子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などを行うために策定する計画です。

藤井ハウス産業株式会社 行動計画

社員が、会社での仕事と家庭や子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることにより、全ての社員がその能力を十分に発揮できるよう策定した行動計画です。

1. 策定日

平成27年11月27日（金）

2. 行動期間

平成27年12月1日～平成32年11月30日

3. 行動計画

目標内容とその方策

目標1	在宅勤務やテレワーク等の場所にとらわれない働き方の導入
対策1	平成27年12月～ 女性社員の活躍推進のため、子育てと仕事の両立を目指して、在宅勤務の在り方、在宅業務の選定等を検討し、出来る限り在宅で仕事ができる体制の考案、構築をする。 平成28年12月～ 管理者に対し、女性社員への「業務付与の在り方」についての教育、指導を行い、女性社員の持つ能力を在宅で十分に生かせる運用の具体化を目指す。
目標2	インターンシップ受入れの促進
対策2	平成28年4月～ 若年者に対する就業体験機会を提供することにより、若年者が自身の適正の把握や仕事内容の理解だけでなく、今後のキャリア形成について考える契機として頂くために積極的にインターンシップの受入れを促進する。具体的には、企業説明会等を通じて各大学、各高校との交流を図り、インターンシップの連携を強化していきます。

以上